

介護職員処遇改善計画書（平成 31 年度届出用）

| | | | | | | | |
|------------|---------------|------------------|--|-----------------|-------|--------------|---------|
| 事業所等情報 | | | | 介護保険事業所番号 3 4 | | | |
| 事業者・開設者 | フリガナ | シヤイクワシホジツン セイワカイ | | | | | |
| | 名称 | 社会福祉法人 聖恵会 | | | | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 | 729-2316 | | | | | |
| | 広島 都・道 府・県 | 竹原市志海中町三丁目16番1号 | | | | | |
| | 電話番号 | 0846-26-1002 | | | FAX番号 | 0846-26-1281 | |
| 事業所等の名称 | フリガナ | | | | | 提供するサービス | 別紙一覧による |
| | 名称 | 別紙一覧表による | | | | | |
| 事業所の所在地 | 〒 | 別紙一覧による | | | | | |
| | 都・道 府・県 | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | FAX番号 | | |

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

| | | | |
|---|--|--|--------------|
| ① 算定する加算の区分 | 介護職員処遇改善加算 (① II III IV V) | | |
| ② 介護職員処遇改善加算算定対象月 | 平成 31年 4月 ~ 平成 32年 3月 | | |
| ③ 平成 31 年度介護職員処遇改善加算の見込額 | | | 8,126,840 円 |
| ④ 賃金改善の見込額 (i - ii) | | | 9,197,010 円 |
| i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) | | | 59,606,336 円 |
| ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額 | | | 51,608,936 円 |
| 加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合 | | | |
| ⑤ 平成 年度 | | | 円 |
| ⑥ 賃金改善の見込額 | | | 円 |
| iii) 加算(Ⅰ)の | | | 円 |
| iv) 初めて加算(Ⅰ)を取得する方の前年度の賃金の総額 | | | 円 |
| この欄は使用しないでください | | | |
| 賃金改善の方法について | | | |
| ⑦ 賃金改善実施期間 | 平成 31年 4月 ~ 平成 32年 3月 ※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を越えてはならない。 | | |
| 賃金改善を行う賃金項目や方法(賃金改善を行う賃金項目(増額もしくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給, 手当, 賞与等)等), 賃金改善の実施時期や対象職員, 一人当たりの平均賃金改善月額等について, 可能な限り具体的に記載すること。 | | | |
| ○常勤職員の基本給を月額1,000円～29,867円昇給する。(平成23年4月比) | | | |
| ○常勤職員一人当たり処遇改善手当を支給する。(勤続30年以上月額28,000円、勤続10年以上月額24,000円、それ以外は月額20,000円) | | | |
| ○常勤職員に一時金として基本給の0.2ヶ月分を支給する。(但し、処遇改善加算取得実績による若干の増減あり)(平成31年度) | | | |
| ○非常勤職員の基本給を時給50円昇給する。(平成27年度比) | | | |
| ⑧ | ○非常勤職員に処遇改善手当を支給する。(1時間当たり100円) | | |
| | ○夜勤手当1回につき、500円増額する。(平成25年度比) | | |
| | ○宿直手当1回につき、800円増額する。(平成28年度比) | | |
| | ○法定福利費を負担する。(事業主負担分として賃金改善総額の概算15%) | | |
| | ○非常勤職員に一時金として10,000円を支給する。(但し、処遇改善加算取得実績による若干の増減あり)(平成31年度) | | |
| | ○法定福利費を負担する。(事業主負担分として賃金改善総額の概算15%) | | |

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③以上でなければならない。

※ ④ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数を合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員がいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

(2) キャリアパス要件について

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 次の内容についてあてはまるものに○をつけること。 | | |
| 要件Ⅰ | 次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。 | ○ 該当 ・ 非該当 |
| | ※ 非該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由 | |
| 要件Ⅱ | 次の④及び⑤の要件を満たす。 | ○ 該当 ・ 非該当 |
| | ④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標 | 事業所全体における資格等(例:介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員など)の取得率向上を目指す。 |
| | ⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容(該当するもの全てに○をつけること。) | 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること (ア) 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること イ (社会福祉士、介護福祉士等の資格の取得を促進する。又、資格取得後にはその見合いとして手当を毎月支給している。) |
| 要件Ⅲ | 次の⑥及び⑦の要件を満たす。 | 該当 ・ 非該当 |
| | ⑥ 介護職員について、経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている | |
| | ⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容(該当するものすべてに○をつけること。) | ア 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 イ 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ウ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 |

※ 就業規則等(給与規程や要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はそれらの書類を含む。)を添付すること。

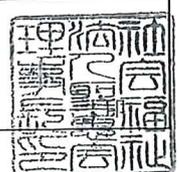
(3) 職場環境等要件について (※) 太枠内に記載すること。

| | |
|--|--|
| 加算(Ⅰ・Ⅱ)については平成27年4月以降の、加算(Ⅲ・Ⅳ)については平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず全てに○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。) | |
| 資質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) その他() |
| 労働環境・処遇の改善 | <ul style="list-style-type: none"> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にする)を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 その他() |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 中途採用者(他産業等からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減 その他() |

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての介護職員に対し周知したうえで、提出していることを証明いたします。

平成 31 年 2 月 28 日 (法人名) 社会福祉法人 聖恵会
(代表者名) 理事長 遠部 敏也



介護職員等特定処遇改善計画書(令和 元 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号 3 | 4 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|------------|-----------------------------|--|--|----------|--------------|-----|
| 事業者・開設者 | フリガナ 名称 | シャイワシホジソ セイエイ 社会福祉法人 聖恵会 | | | | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 | 729-2316 | | | | | |
| | 都・道 | 広島府 竹原市忠海中町三丁目16番1号 | | | | | |
| | 府・県 | 広島府 | | | | | |
| | 電話番号 | 0846-26-1002 | | | FAX番号 | 0846-26-1281 | |
| 事業所等の名称 | フリガナ 名称 | 別紙一覧表による | | | | 提供するサービス | |
| 事業所の所在地 | 〒 | | | | | | |
| | 都・道 府・県 | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | FAX番号 | | |
| 複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 | | | | | 特定加算(I) | | 事業所 |
| ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 | | | | | 特定加算(II) | 5 | 事業所 |

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

| | | |
|--|--|--------------|
| ① 算定する加算の区分 | 介護職員等特定処遇改善加算 (I ②) | |
| ② 現行の処遇改善加算の取得状況 | 介護職員処遇改善加算 (① II III) | |
| ③ サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入) | 取得有 () | 取得無 |
| ④ 介護職員等特定処遇改善加算算定対象月 | 令和元年10月 ~ 令和2年3月 | |
| ⑤ 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額 | | 817,570 円 |
| ⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) | | 880,072 円 |
| i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) 法定福利費125824 | | 29,431,339 円 |
| ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額 | | 28,677,091 円 |
| ⑦ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v) | | 82,686 円 |
| iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) | | 4,359,297 円 |
| iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額 | | 4,185,657 円 |
| v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数 | | 2.1 人 |
| 【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)】 | | 1 人 |
| ⑧ 他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii) | | 39,497 円 |
| vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) | | 25,072,042 円 |
| vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額 | | 24,491,434 円 |
| viii) 当該事業所における他の介護職員の人数 | | 14.7 人 |
| ⑨ その他の職種(③)平均賃金改善額((ix-x)/xi) | | 0 円 |
| ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) | | 0 円 |
| x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額 | | 0 円 |
| xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数 | | 0 人 |
| 【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)】 | | 0 円 |
| ⑩ 賃金改善実施期間 | 令和元年10月 ~ 令和2年3月 | |
| ※原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。 | | |
| ⑪ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。 | ・①の基準設定は、介護福祉士資格等を有する、当法人勤続10年以上の者とする。 | |
| | ・①の職員については常勤の処遇改善手当を月額12,000円増額する。 | |
| | ・①の職員については非常勤の処遇改善手当を一時間当たり60円増額する。 | |
| | ・②の職員については常勤の処遇改善手当を月額6,000円増額する。 | |
| | ・②の職員については非常勤の処遇改善手当を一時間当たり30円増額する。 | |
| | ・賃金改善に伴う法定福利費125,824円を負担する。 | |
| | ・年度末差異が生じる場合、一時金として支給する。 | |

※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※ ⑥ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表
- ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の覧表（都道府県ごと）
- ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

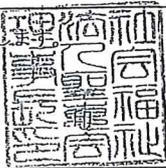
| | |
|--|---|
| 平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。 | |
| 資質の向上 | <ul style="list-style-type: none">・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動○ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）・ その他（) |
| 労働環境・処遇の改善 | <ul style="list-style-type: none">・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入○ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実・ ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善○ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化○ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備・ その他（) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">○ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上○ 非正規職員から正規職員への転換・ 職員の増員による業務負担の軽減・ その他（) |

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

| | |
|--|--|
| 実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。 | |
| ホームページへの掲載 | <ul style="list-style-type: none">・ 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / 予定○ 独自のホームページへの掲載 / 予定 |
| その他の方法による掲示等 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定・ その他（) |

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

| | |
|---|--------------------------------------|
| 本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしようえで、提出していることを証明いたします。 | |
| 令和元年 8月 30日 | (法人名) 社会福祉法人 聖恵会 (代表者名) 理事長 遠部 敦也 |
|  | |

(2) キャリアパス要件について

| | |
|--------------------------|---|
| 次の内容についてあてはまるものに○をつけること。 | |
| 要件Ⅰ | <p>次の①から③までのすべての要件を満たす。</p> <p>① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。</p> <p>② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。</p> <p>③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。</p> <p>※ 非該当の場合、①から③までの要件を全て満たすことのできない理由</p> |
| | (該当) ・ 非該当 |
| 要件Ⅱ | <p>次の④及び⑤の要件を満たす。</p> <p>④ 福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標</p> <p>⑤ ④の実現のための具体的な取組の内容 (該当するもの全てに○をつけること。)</p> |
| | (該当) ・ 非該当 |
| | <p>事業所全体における資格等(例:介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、など)の取得率向上を目指す。</p> <p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>④ 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること (社会福祉士、介護福祉士等の取得を促進する。又、資格取得後にはその見合いとして手当を毎月支給している)</p> |
| 要件Ⅲ | <p>次の⑥及び⑦の要件を満たす。</p> <p>⑥ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。</p> <p>⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)</p> |
| | (該当) ・ 非該当 |
| | <p>⑦ 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p>④ 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>⑦ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> |

※ 就業規則等 (給与規程や要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はそれらの書類を含む。) を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

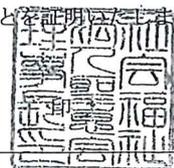
| | |
|---|--|
| 加算 (Ⅰ・Ⅱ) については平成 27 年 4 月以降の加算 (Ⅲ・Ⅳ) については平成 20 年 10 月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること (ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。) | |
| 資質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 (研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ○ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項 (キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る) ・ その他 () |
| 労働環境・処遇の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター (新人指導担当者) 制度等の導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ○ ICT活用 (支援内容や申し送り事項の共有 (事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む) による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等) による業務省力化 ○ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ○ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ○ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他 () |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者 (他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等) に特化した人事制度の確立 (勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) ○ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他 () |

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 31 年 3 月 15 日 (法人名) 社会福祉法人 聖恵会

(代表者名) 理事長 遠部 敦也



福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度届出用)

事業所等情報

| | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 障害福祉サービス等事業所番号 | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|------------------------------|--|--|--------|--------------|--|--|--|--|
| 事業者・開設者 | フリガナ 名称 | シキイクシホクシン セイカイ 社会福祉法人 聖恵会 | | | | | | | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒729-2316 広島県竹原市忠海中町三丁目 16 番 1 号 | | | | | | | | | |
| | 電話番号 | 0846-26-1002 | | | FAX 番号 | 0846-26-1281 | | | | |
| 事業所等の名称 | フリガナ 名称 | 別紙一覧表による | | | | 提供するサービス | | | | |
| 事業所の所在地 | 〒 都・道 府・県 | | | | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | FAX 番号 | | | | | |
| 複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 特定加算(I) () 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算(II) (7) 事業所 | | | | | | | | | | |

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ① | 算定する加算の区分 | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I II 区分なし) | | | | | | | | |
| ② | 現行の処遇改善加算の取得状況 | 福祉・介護職員処遇改善加算 (III IV V) | | | | | | | | |
| ③ | 福祉専門職員配置等加算等の取得状況 | 取得有 (福祉専門職員配置等加算 ・ 特定事業所加算) 取得無 | | | | | | | | |
| ④ | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月 | 令和元年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月 | | | | | | | | |
| ⑤ | 令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額 | 3,191,855 円 | | | | | | | | |
| ⑥ | 賃金改善の見込額 (i - ii) | 3,199,467 円 | | | | | | | | |
| | i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額) | 99,469,504 円 | | | | | | | | |
| | ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額 | 96,270,037 円 | | | | | | | | |
| ⑦ | 経験・技能のある障害福祉人材 (①) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v) | 1,090,760 円 ・ 12.6 人 | | | | | | | | |
| | iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額) | 28,987,898 円 | | | | | | | | |
| | iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額 | 27,897,138 円 | | | | | | | | |
| | v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数 | 12.6 人 | | | | | | | | |
| | 【そのうち、月額 8 万円の改善又は改善後の賃金が年額 440 万円以上となる者 (見込数) | | 7 人】 | | | | | | | |
| | ⑧ 他の障害福祉人材 (②) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii) | | 1,617,480 円 ・ 38.7 人 | | | | | | | |
| ⑨ | vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額) | 69,990,379 円 | | | | | | | | |
| | vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額 | 68,372,899 円 | | | | | | | | |
| | viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数 | 38.7 人 | | | | | | | | |
| | ⑨ その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi) | 0 円 ・ 0 人 | | | | | | | | |
| | ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額) | 0 円 | | | | | | | | |
| ⑩ | x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額 | 0 円 | | | | | | | | |
| | xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数 | 0 人 | | | | | | | | |
| | 【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額) | | 0 円】 | | | | | | | |
| ⑩ | 賃金改善実施期間 | 令和元年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月 | | | | | | | | |
| ※原則 10 月～翌年 3 月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。 | | | | | | | | | | |
| ⑪ | 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。 | | ・①の基準設定は、介護福祉士資格等を有する、当法人勤続年数 10 年以上の者とする。 | | | | | | | |
| | | | ・①の職員については常勤の処遇改善手当を月額 12,000 円増額する。 | | | | | | | |
| | | | ・①の職員については非常勤の処遇改善手当を一時間当たり 60 円増額する。 | | | | | | | |
| | | | ・②の職員については常勤の処遇改善手当を月額 6,000 円増額する。 | | | | | | | |
| | | | ・②の職員については非常勤の処遇改善手当を一時間当たり 30 円増額する。 | | | | | | | |
| ・賃金改善に伴う法定福利費 491,227 円を負担する。 | | | | | | | | | | |
| ・年度末差異が生じる場合、一時金として支給する。 | | | | | | | | | | |

- ※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類 1：都道府県等の圏域内の、当該計画に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
 - ・添付書類 2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
 - ・添付書類 3：計画に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

| | |
|--|---|
| 平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。 | |
| 資質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ○ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ○ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る） ・ その他（) |
| 労働環境・処遇の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新入福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ○ ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ○ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ○ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ○ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他（) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ○ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ○ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他（) |

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

| | |
|--|---|
| 実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。 | |
| ホームページへの掲載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / 予定 ○ 独自のホームページへの掲載 / 予定 |
| その他の方法による掲示等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定 ・ その他（) |

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和元年 8月 30日

(法人名)社会福祉法人 聖 恵 会
(代表者名)理事長 遠 部 敦 也

